



NPO 法人ひょうご消費者ネット 通信

NO.15 2016.8.10

理事長の言葉

「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転問題」

理事長 山崎省吾

1、前回の続き



前回14号の「理事長の言葉」の最後は、「先進国であったはずの日本政府が消費者問題をないがしろにして、ついに、消費者庁や消費者委員会を地方に移転させようとしているのです。……消費者問題を甘く見ることは国家の将来を危うくするのです。こういうことがこの国の為政者には見えていないと思います。次回はさらにこれらの点の考察を深めたいと思っています。」としていました。そこで今回はこの続きを述べていきます。なお、この原稿は、ひょうご消費者ネットの平成28年6月11日学習会での山崎の発言を下敷きにして敷衍したものです。

2、日弁連の消費者問題対策委員会の消費者行政部会長になりました

ひょうご消費者ネットの理事長としての山崎の任期はあと1年弱です。任期満了を待たずに、山崎は、平成28年6月1日から日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会の副委員長になってしまいました。副委員長の任期は2年間で担当する部会は「消費者行政部会」です。ここで1年間は重なり合うわけです。

ところで、日弁連は弁護士の強制加入団体であり加入しないと弁護士の仕事が出来ません。弁護士の使命は「基本的人権の擁護と社会正義の実現」で、この使命を果すために、日弁連があるのです。消費者保護の分野でも、在野の法的専門家としての立場から、消費者被害の救済と再発防止をめざして法律改正に関する調査研究や意見提出、被害救済のための諸活動をしています。国家権力におもねらない自由な専門家集団との立場から、刑事司法や公害・環境問題のみならず、消費者被害の救済にもあたってきたわけです。

この日弁連の消費者問題対策委員会には、山崎が今回担当する「消費者行政部会」のほかに、「消費者契約法部会」「食品安全部会」「PL情報公開部会」「統一消費者信用法部会」「金融サービス部会」「電子商取引・ネットワーク部会」「ニュース出版部会」「消費者教育・ネットワーク部会」「多重債務部会」「土地住宅部会」「独禁法部会」「包括消費者法部会」「民法改正部会」「違法収益吐出し部会」「民事司法プロジェクトチーム」「消費者契約法・特定商取引法改正プロジェクトチーム」の17の部会・チームがあります。委員（公式メンバー）は130人で幹事（非公式メンバー）が57人で総勢187人もいて、日弁連でも最大級の委員会です。

なお多重債務部会の部会長は辰己裕規理事ですし、土地住宅部会は神戸の森竹和政弁護士が部会長です。

この「消費者行政部会」の当面最大の課題は「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転を阻止すること」なのです。そこで、山崎は、消費者庁等の徳島移転を阻止する日弁連の政策責任者となったというわけなのです。

3、なぜこんな役職に就いたか

山崎は、この日弁連の消費者問題対策委員会には13年間も正式委員や非公式な幹事として関わってきました。主に「先物取引など悪質金融被害の防止」をする「金融サービス部会」に所属してきましたが、一度も副委員長職には就いたことがありません。委員会トップの瀬戸和宏委員長は実は私より1年後輩であり、年かさの新任副委員長というのはいかにも不自然です。山崎としても、この「消費者行政部会」を希望しませんでした。この部会は、歴代の消費者問題対策委員長が5人も所属し、内閣府消費者委員会委員経験者が3人もいる重たい委員会だからです。そのうえ山崎はこの消費者行政部会とこれまで関わってもいませんでした。別の役職を希望したらここにコンバートされてしまったのです。

実は、山崎は、この8月でもう63歳となり、もう2年間で日弁連からはリタイアするつもりでした。リタイアする前に、最後のご奉公と考えて、3つの目標を掲げて「部会を持たない無任所の副委員長」を希望したのでした。

山崎の目標は、

- ① 日弁連と政党とのパイプをキチンと結びたい
- ② 日本に消費者保護をキチンと公約・マニフェストに掲げる政党を作りたい
- ③ 消費者団体を助成する国家体制をキチンと作らせたい

との3点でした。これに対して、瀬戸委員長から提示された役職がこの「消費者行政部会担当の副委員長」だったので、この部会の喫緊の課題が「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転阻止問題」だったので、これを担当することになったのです。

実は、これまで、日弁連の消費者問題対策委員会の活動の中心というのは主に消費者被害を調査してシンポジウムなどの勉強会を開催し、これらを取りまとめて意見書を作り、これを政府や主要政党に送りつけるくらいでした。

政府の政策決定に対してキチンとアクセスする体制がとられてはいないと思っていました。消費者団体とのパイプも必ずしも緊密ではなく、消費者の意見を代表する存在にもなっていなかったと思います。

4、日本の消費者保護構造の特殊性と消費者庁・消費者委員会・国民生活センター

ところで、日本の消費者保護体制は、外国と比べてかなり特殊です。最大の違いは、「消費者行政中心」でなされてきたことです。先進諸外国の多くは、「消費者団体のロビー活動」によってパワフルになされてきたのと大きく違うのです。日本では、全国各地の消費者センターと国民生活センターとで苦情を処理し、消費者庁が出来るまでは、これら調査データとして、経済産業省・金融庁・農林水産省・内閣府・総務省などの産業育成庁が消費者被害の救済を縦割りで行って種々の弊害を除去する政策を場当りの的に行ってきたわけです。

しかし、消費者の権利を真に確立していくためには、このような産業育成省庁とは別に、消費者保護を専門に扱う行政機関が必要です。これが「消費者庁」であり、日弁連は20年も前から消費者庁設置を提唱し、これに福田内閣が応じたので2009年6月に「消費者庁」ができたのです。これとあわせて、消費者行政を監視して国民の意見を行政に反映させる機関として、消費者庁の外に「内閣府消費者委員会」ができました。

そして、この消費者庁・消費者委員会を支える「哲学」として「消費者市民社会」という考えが示されました。

これまで、行政庁によって「保護されるべき存在」であった「消費者」が主体的に政治に参画して、社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して消費行動をする社会を目指すという考え方です。消費者が主体的に政治参加するためには、消費者の意見を集めて国に届けるべき存在が不可欠であり、その意味では「消費者団体」と「政党」がきわめて重要とされたわけです。

ここで、「消費者市民社会の担い手」としての「政治的存在としての消費者」は「団結」して「国に対してキチンと意見を言うこと」が必要なのです。

2009年に消費者庁が設置されたのは「消費者行政の司令塔を発揮する」ためであり、経済産業省などの「産業育成庁」が「ついでに悪質業者を摘発する」のではなく、「縦割行政」と「後追い行政」を排除して、消費者保護に特化する官庁を作って、消費者委員会がこれをバックアップするという体制が作られたのです。

出来た当初は「寄せ集めで力が弱かった」のですが、「小さく産んで大きく育てるのだ」というスローガンの下で、これからは消費者のパワーを結集して、他の省庁を監督してよりよい消費者行政が実現されるようになると我々は信じました。

しかし、消費者庁はその後「小さいまま」でした。それどころか、他の省庁からの圧力を受けて、消費者庁は逆に消費者団体や日弁連を含む消費者保護勢力を「監視監督する役割」を果させられているのです。消費者庁は、消費者側の利益とその他の国家の利益とが衝突したときに「ここらならずも、国の利益を代弁して消費者に苦言を呈する存在」にさせられたのでした。

この消費者庁の力の弱さは、消費者の力の弱さが原因です。

主婦連や消団連や生協連などの既存の消費者団体も、新しく出来た適格消費者団体も、1億人以上いるはずの「消費者」の政治的力を代弁・代理行使できないままになっています。

悪いことに、安倍内閣になって、「消費者保護問題」は「規制緩和問題」にすり替えられました。全世界的にみて、「消費者保護」は「当然なすべき先進国としての当り前の義務」なのに、日本では「不必要な規制であり撤廃するべきもの」としての存在におとしめられたのでした。



5、現在の徳島移転問題について



平成27年3月、日本政府の地方創生にかかる「まち・ひと・しごと創生本部」は、都道府県等の提案を受けて政府関係機関を地方に移転することにした。東京一極集中をさけて地方を活性化させるためであり、これが安倍政権の重点施策の一つでした。いつ東京に大地震が来るかもしれない状況で、東京一極集中を是正して地方に産業を育成するためにおこなうというものでした。多くの中央省庁の地方移転が検討される中で、そのほとんどが見送られ、残ったのが「文化庁の京都移転」と「消費者庁の徳島移転」の二つでした。

しかし、いくら地方創生のためだといっても地方に移してよい官庁とそうでない官庁があります。消費者庁は「消費者行政推進の司令塔」として他のほとんどの省庁や国会との連携がことさら不可欠な省庁であって、毒入り餃子事件などにみられる緊急時の危機管理についても地方では対応困難です。また、現状のICT（情報通信技術）にも限界があり、東京と徳島をインターネット回線で結んでも機密漏洩は避けられず、そもそも、テレビ会議では「他組織に対する説得やら調整」は困難です。多くの悪質業者は東京近辺にいますので、悪い奴らが野放しになります。

結局、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転は直ちにこれらの消費者行政の機能低下をもたらします。こういうことで、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転は必ず失敗することは目に見えており、一旦、徳島移転がなされたとしてもいずれ東京に舞戻らざるを得なくなります。そして、この「悪しき先例」は地方創生の動きを阻むであろうし、徳島県の地盤沈下をさらに決定づけてしまうのです。そもそも、消費者庁のようなごく小さい省庁を地方に持っていったところで地元の産業振興にも繋がらず「地方創生」にもなりません。

そこで、日本弁護士連合会は一貫して地方移転に反対を表明してきましたし、ひょうご消費者ネットも昨年末に反対の意見表明をしました。

万一にも消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転がはたされれば、取返しがつかないくらい日本の消費者保護政策は低迷します。

そこで、山崎は日弁連の担当者としては反対していくとともに、ひょうご消費者ネットとしても、できる限りの反対運動に参加していきたいと思っています。

以上



平成28年度 消費者月間シンポジウム

去る5月30日、東京・イイノホールにて、消費者庁主催の「平成28年度 消費者月間シンポジウム」が開催され、当会からは大森・酒井・金山の3理事が出席しました。

第1部では、河野 太郎 消費者及び食品安全担当大臣による主催者あいさつを皮切りに、坂本光司氏による基調講演「日本でいちばん大切にしたい会社」がありました。利益追求を第一義にするのではなく、社員とその家族をまず大事にする会社の事例をいくつかお話しいただき、企業寄りではない消費者庁ならではの講演だったと思います。

第2部は、小会場に場所を移して、今回初の試みとなった分科会でした。事前申し込みで出席者は①「安全・安心な社会に一億総活躍」、②「子どもを事故から守ろう — 先端技術と地域連携がカギ」、③「エンカル消費ってなんだろう」の3つの分科会に割り振られました。私たちは偶然3名とも第2分科会「子どもを事故から守ろう」に参加し、スポーツ外傷を例にした事故予防策の提案、転倒時でも安全な曲がる歯ブラシ、長崎県大村市の自転車事故防止プロジェクトなどを学びました。

最後は、出席者全員での立食パーティー形式の懇談会です。ここでは、消費者庁現長官の板東久美子氏、前長官の阿南久氏とも歓談させていただきました。

なお、今年度のベスト消費者サポーター章のひとりに、当会会員である本荘達子氏が選ばれましたことを最後にご報告いたします。本荘様、おめでとうございます。

文責：金山順子



平成28年度 リレーシンポジウム

昨年度に引き続き、平成28年度も兵庫県からの補助金を活用させていただき、県内3カ所でシンポジウムを計画しています。メインタイトルは昨年度のテーマを継続して、『ストップ！ ザ 泣き寝入り2 ～もうだまってへんで！ 声を出して、つながって、強い消費者へ～』とし、さらにパワーアップした内容を検討中です。

日程と場所、招待講師は次のとおりです。

10月1日（土） 相生市文化会館 葉袋真司 弁護士

11月5日（土） 三田市ウディタウン市民センター タン・ミッシェル氏

NPO 法人消費者ネットジャパン（じゃこネット）理事長

12月3日（土） 兵庫県民会館 野々山宏 弁護士

また、新たなリーフレットと、シンポジウムで参加者にお配りする啓発グッズも作成を予定しています。

シンポジウム実行委員会は、昨年度にもご協力いただいた当会理事と検討委員の有志で活動していますが、人手は常に足りていません。会員のみならず、いっしょにシンポジウムを作り上げていきませんか！ 賛同くださる方は、ぜひ、ひょうご消費者ネット事務局までご連絡ください。お待ちしております。

文責：金山順子

こんなこともやってま〜す 『消費生活専門相談員受験通学講座&通信講座』

「消費生活専門相談員受験講座」は今年で3回目を迎えます。

平成28年度はひょうご消費者ネット主催、消費生活アドバイザーネットワーク協賛により、通学講座は4月に、通信講座は5月にそれぞれ開講しました。

通学講座は今年初めての試みです。ひょうご消費者ネット事務局にほど近い神戸市教育会館で4月16日～5月28日の全5回コースで開催しました。受講生は全科・単科含めて7名と少人数でしたが、どの受講生も熱心に講義に耳を傾けていました。

この通学講座の音源とレジュメを教材にしたものが通信講座です。開講前の今年3月末までに全国の消費生活センターや消費生活相談窓口に向けて案内を送付しました。その甲斐あって、北は北海道から南は鹿児島まで全国各地から34名の受講申し込みがありました（7/8現在）。全11講座のテキストと各講義の録音CD、希望者には別売りの過去問題解説集を3回に分けて順次発送しています。例年受講者からは「CDが繰り返し聞けてよい」「難しい法律をわかりやすく説明している」「過去問がありがたい」など、好評をいただいています。

今年4月の改正消費者安全法の施行に伴い、消費生活相談員資格が国家資格となり、今年度から受験要項が新しくなりました。秋の試験に向け励んでいる受講者の方々から多くの「合格しました！」の声を聴けることを願っています。

大森ゆかり

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット